

岩手県告示464号

次の救急診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急診療所である。

平成23年7月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

診療所の名称	所在地	救急診療所として効力を有する期限
足澤整形形成外科	紫波郡紫波町日詰字中新田252番地2	平成26年7月28日